

|           |   |
|-----------|---|
| 商品名       | リバースモーゲージ(シアーズホーム買取保証型)   |
| ご利用いただける方 | <p>●個人の方で下記の条件をいずれも満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>熊本市、熊本市近郊、玉名市、荒尾市、菊池市、人吉市、水俣市、八代市、山鹿市、阿蘇市、天草市、上天草市の自己名義の一戸建て住宅(借地を除きます)またはマンションにお住まいの方(熊本市近郊について詳しくは取扱店窓口へお尋ねください)</li> <li>親族以外の同居人がいらっしやらない方</li> <li>お申込時年齢が満55歳以上80歳以下の方(配偶者さまがいらっしやる場合は、配偶者さまの年齢が満50歳以上の方)</li> <li>ご契約者さま本人の申込・契約時のご署名が可能で、借入の意思確認ができる方</li> <li>株式会社シアーズホームグループHDと不動産買取合意書をご締結いただける方(株式会社シアーズホームグループHDの物件査定の結果、覚書が締結できない場合があります)</li> <li>収入があり、収入・納税等に関する証明書等を必要に応じてご提出いただける方</li> </ol> |
| 資金のお使いみち  | <p>●自由(お使いみちを確認させていただくこともございます。)</p> <p>※事業や投資目的の資金等、生活にかかわる資金に該当しない場合はご融資の対象外となります。</p>  |
| 融資形態      | <p>●当座貸越契約</p> <p>※貸越とは、融資の極度額(限度額)を設定し、その極度(限度)の範囲内にてお借入が可能な融資方法をいいます。</p>   |
| 融資極度額     | ●200万円以上1億円以内(10万円単位)   |
| 融資極度の見直し  | <p>●熊本銀行が行う担保不動産評価額の変動または株式会社シアーズホームグループHDが行う担保不動産買取保証額の変動により、ご融資極度額を見直しさせていただくことがあります</p> <p>※ご融資極度額の見直しにより極度額が減少し、お借入残高が極度額を上回った場合は、極度額を超過した金額について、すみやかにご返済いただきます。</p>  |
| お借入方法     | <p>●熊本銀行所定の当座貸越請求書を取扱店にご提出ください</p> <p>※お借入金額は1回あたり10万円以上(1万円単位)、借入可能回数は月1回までです。また、新たに借入ができるのは、ご契約者さまの年齢が「満85歳」かつ「意思を正しく表示できる」までとなります。</p>   |
| 融資期間      | <p>●終身(ご契約者さまがお亡くなりになるまで)</p> <p>●ご契約者さまの配偶者さまに限り、ご利用要件を満たしている場合は、熊本銀行所定の審査の上、融資期間を配偶者さまがお亡くなりになるまで延長することができます。ただし、期限の利益喪失事由が生じた場合は、ご契約を終了し、一括返済していただきます</p>  |
| ご返済方法     | <p>●利息部分は毎月15日(銀行休業日の場合は翌営業日)にお支払いいただきます</p> <p>●元本部分は、契約終了時(上記、「融資期間」欄をご確認ください)に一括返済していただきます。なお、ご返済方法は、ご相続人さまによる「①現金での返済」または「②担保不動産の処分による返済(処分代金がお借入金額を下回っても、不足額をご相続人さまへは請求いたしません)」の2種類の方法からお選びいただけます。</p> <p>※契約終了時に「②担保不動産の処分による返済」を選択された場合、お借入残高が物件評価額を上回った場合は税務上、一時所得として課税される可能性があります。</p>   |
| お借入金利     | ●熊本銀行の定める基準金利(短期プライムレート)+1.1%【変動金利】<br>(詳細は、取扱店窓口へお尋ねください)  |
| 利息の計算方法   | ●利息は、付利単位を100円(1円未満切捨)とし、銀行所定の方法にて計算します   |
| 担保        | <p>●自己名義の一戸建て住宅(借地を除きます)またはマンションを対象物件とし第一順位の根抵当権を設定させていただきます</p> <p>※担保設定額は融資極度額の110%を設定</p>  |

# リバースモーゲージ(シアーズホーム買取保証型)

(2024月4月8日現在)

|          |   |
|----------|---|
| 保証人      | ●保証会社や第三者の保証人は原則不要です。物件の共有者の方は担保提供し物上保証人となっていただきます  |
| 手数料      | ●事務取扱手数料として55,000円(税込)をお支払いいただきます。その他に、印紙税や抵当権設定にかかる費用などががかかります。                                |
| 取扱店      | 事業者ローンセンター セカンドライフサポート室   |
| 遅延損害金    | 14%(年365日の日割計算)   |
| 指定紛争解決機関 | 当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。<br>● 全国銀行協会連絡先<br>全国銀行協会相談室 電話番号:0570-017109 または 03-5252-3772 |
| その他      | お申込みにあたっては熊本銀行所定の審査がございます。審査の結果によってはお申込みをお断りする場合や本ローンのご利用についてご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください    |